

労災保険法の適用範囲について（総論）

論点案

【論点】 労災保険法等の適用対象（強制適用）の範囲をどう考えるか。

- ✓ 労働基準法が適用される労働者以外の就業者で、強制適用とすべき者はいるか。また、その保険料の負担は誰が負うべきか。

【論点】 労災保険法の適用範囲（強制適用）について

○労災保険法は、労働基準法の適用対象たる労働者を保護の対象とし、当該労働者を使用する事業を適用事業（強制適用の対象）としている。

「明文の規定はないが、・・・本法の業務災害に関する保険給付は労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合にこれを行う旨定めていること、また本法が労基法と時を同じくして同法に規定する災害補償の裏付けをする制度として発足した経緯等から、労基法に規定する「労働者」と同一のものをいうと解される」（厚生労働省労働基準局労災管理課編 「八訂新版 労働者災害補償保険法 労働法コンメンタール5」 P87）

○強制適用の対象となる事業に従事しない者については、特別加入制度を設けている。

適用状況		適用対象	保護対象		保険料の負担
			労働基準法の適用の有無		
強制適用		基準法が適用される労働者を使用する事業 (※) 農業については一部、任意適用事業あり	基準法の適用がある労働者	あり	事業主負担
特別加入 (※)	第1種	強制適用の対象とならない者のうち、業務の実態等からみて、労働者に準じて保護すべきもの	中小事業主等	なし	本人負担
	第2種		一人親方等 特定作業従事者		特別加入団体 (保険料相当額を加入者本人が負担するのが一般的)

(※) 第3種特別加入については労災保険の適用範囲が日本国内に限られ、国外における労働災害保護制度が十分でない現状等に鑑み、海外以外の事業場に国内の事業場から派遣された労働者等についても、国内における場合と同様に取り扱うことが妥当と考えられることから、特別加入することができることにしたものであることから、ここでは省略する。

(参考) 第2種（一人親方その他の自営業者・特定作業従事者）の対象業務

○タクシー業、貨物運送業及び自転車による貨物運送の業等 ○建設業 ○漁船による水産動植物の採捕の事業 ○植林、伐採、木炭製造等を行う林業
 ○医薬品の配置販売の事業 ○廃品回収業、再生資源取扱業 ○船員法第1条に規定する船員が行う事業 ○柔道整復師が行う事業
 ○創業支援等措置に基づき高齢者が行う事業 ○あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業 ○歯科技工士が行う事業
 ○特定フリーランス事業（他の第2種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

○一定規模の農業の事業場において行う危険有害な農作業 ○特定の農業機械を用いる一定範囲の農作業 ○国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業
 ○危険有害な作業に従事する家内労働者等が行う作業（プレス機械を使う加工作業等の特定のもの）
 ○労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉等の労働組合等の活動に係る作業
 ○介護関係業務に係る作業及び家事支援作業 ○芸能の提供の作業または演出・企画の作業
 ○アニメーションの制作作業 ○情報処理システムの設計、開発、管理、監査その他の情報処理に係る作業

労災則第46条の17
で定める事業

労災則第46条の18
で定める作業

(参考) 諸外国の労災保険制度

	日本	ドイツ	フランス	イギリス
運営主体	政府	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業：産業・業種別に組織された職業共同組合 ・公共部門：労災金庫 	国から独立した機関である被用者疾病保険金庫が運営。被用者疾病保険金庫には全国レベル、地域圏レベル、初級レベルの組織がある。	国民保険制度の中に位置づけられ、主として労働年金省、歳入関税庁が管轄する。
強制適用者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者（労働基準法9条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労者、職業訓練生、企業または行政官庁の指示に基づいて必要な検査・試験を受ける者、就労施設で働く障害者、農業事業主及びこれと共に働く配偶者・パートナー等、家内労働者・仲介業者及びこれと共に働く配偶者・パートナー等、自営業者としての沿岸船舶員・沿岸漁師及びこれと共に働く配偶者・パートナー等（社会法典Ⅶ編2条1項） ・いわゆる就労者類似の者（社会法典Ⅶ編2条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「賃金を支払われる全ての者」または「いかなる資格であれ、また、いかなる場所においてであれ、一または複数の使用者または企業長のために働く全ての者」（社会保障法典L411-1条） ・以上に加え、家内労働者、販売外交員（VRP）、ホテル・カフェ・レストランの従業員、興行役者、職業的ジャーナリスト等、全36のカテゴリーは強制適用。（同法412-2条、311-3条） ・更に所定の施設・機関の教育・研修の受講生や職業訓練に従事する者等には、各活動との関係で労災保険制度が強制適用。（同法412-8条） 	国民保険の第1種保険料の拠出義務を負う被用者（1992年社会保障拠出・給付法1条）
任意加入者	中小事業主、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者（労災保険法第33条）	上記以外の事業主について、各保険運営主体に申請することで任意加入できる。	強制適用者以外の者は、初級被用者疾病保険金庫への申請により任意加入できる。また、公益性のあるボランティアに関しては当該施設の判断で任意加入が認められる。	任意加入制度はない。事業主について労災保険制度の適用はない。
保険料	事業主のみ保険料負担。なお、事業主が任意加入した場合には、当該事業主自身が保険料を負担する。（一人親方等（労働者を雇っていない事業主等）は、当該一人親方等で構成される団体が保険料を納付。）	原則として事業主のみ保険料負担。	使用者のみ保険料負担。任意加入者の場合は加入者負担が原則。	税金によって賄われる。